

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告示
 - 土地改良区の定款の変更を認可した件 六〇〇
 - 道路の区域を変更する件四件 六〇〇
 - 道路の供用を開始する件 六〇〇
 - 公有水面埋立てについて免許の出願があった件 六〇〇
- 公告
 - 土地改良区の役員が退任した旨届出があった件 六〇三
 - 港湾計画の変更の概要を公告する件 六〇三
 - 福島県教育委員会教育長 六〇三
 - 落札者を決定した件 六〇四
 - 福島県公安委員会 六〇四
 - 福島県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則 六〇五

告 示

福島県告示第七百九十七号
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、猪苗代町土地改良区から平成二十五年十月三十日付けで申請のあった定款の変更について、同年十二月十日認可した。

平成二十五年十二月十七日

福島県知事 佐 藤 雄 平
 （農村計画課）

福島県告示第七百九十八号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路

計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十五年十二月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月十七日

福島県知事 佐 藤 雄 平

路線名	区 間	変更前の別	変更後の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
一般国道 一一五号	耶麻郡猪苗代町大字若宮字中ノ原甲二八四四番五七地先から同 郡同 町大字若宮字中ノ原甲二八四四番五八地先まで	変更前	変更後	一四・四〇 三一・〇〇	一三八・八
				一一・七〇 一七・一〇	一三八・八

（道路計画課）

福島県告示第七百九十九号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十五年十二月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月十七日

福島県知事 佐 藤 雄 平

路線名	区 間	変更前の別	変更後の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
県道原町 海老相馬 線	南相馬市鹿島区南海老字大森二三番二地先から同 市鹿島区南海老字大森二三番二地先まで	変更前	変更後	一一・〇〇 三一・〇〇	六二・〇
				一一・〇〇 三一・〇〇	六二・〇

（道路計画課）

福島県告示第八百号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十五年十二月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月十七日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前の別	変更後の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
県道いわき石川線	いわき市田人町大字石住字才鉢六三番地先から 市田人町大字石住字才鉢外一国有林四一五林班ほ一小班地先まで	変更前	A	一一・五〇 一一八・〇〇	三二六・〇〇
		変更後	B	一〇・〇〇 四五・〇〇	五三二・五〇

(道路計画課)

福島県告示第八百一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十五年十二月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月十七日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前の別	変更後の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
県道甲塚古墳線	いわき市平山崎字川田一二四番一地从先から 同 市平山崎字悪戸六二番一地从先まで	変更前	A	一九・〇〇 二八・六〇	三八七・五〇
		変更後	B	一八・二〇 四九・二〇	三八四・三〇

変更後

B 一一・〇〇
一三三・四〇

三八七・五〇

(道路計画課)

福島県告示第八百二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十五年十二月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月十七日

福島県知事 佐藤 雄平

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道いわき石川線	いわき市遠野町深山田字洞沢九七番六四地先から 同 市遠野町深山田字洞沢一二〇番一三四地先まで	平成二十五年十二月十七日

(道路計画課)

福島県告示第八百三号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第二項の規定により、公有水面埋立について、次のとおり免許の出願があった。同法第三条第一項の規定により、この出願に係る関係書類を福島県土木部河川港湾総室港湾課、福島県相馬港湾建設事務所及び新地町企画振興課に備え置いて平成二十五年十二月十七日から四週間縦覧に供する。

平成二十五年十二月十七日

(相馬港湾管理者 代表者)
福島県知事 佐藤 雄平

- 出願者の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名
1 事務所の所在地 福島県福島市杉妻町二番一六号 福島県
名称 福島県
2 代表者の住所 福島県福島市杉妻町五番五五号 福島県知事 佐藤 雄平
氏名 福島県知事 佐藤 雄平
- 出願の年月日
平成二十五年一月二三日
- 埋立区域の位置、区域及び面積
1 位置 福島県相馬郡新地町駒ヶ嶺字今神一五九番の地先公有水面

用途	五	埋立地の用途	六七〇、二七四・三六平方メートル
	三	面積	①の地点から②の地点を結ぶ平成六年八月一六日付け福島県告示第七三六号で竣功認可の告示がされた埋立地の陸地と公有水面との境界線(D・L・プラス一・五五メートルにより決定)、②の地点から⑥の地点を順次結んだ線及び⑥の地点と①の地点を結ぶ平成二十四年九月四日付け福島県指合河第七九七号の免許に係る埋立の埋立区域と公有水面との境界線(D・L・プラス一・六三メートルにより決定)とを結んだ線により囲まれた区域
危険物保管施設用地	規模	二	区域 ①の地点から②の地点を結ぶ平成六年八月一六日付け福島県告示第七三六号で竣功認可の告示がされた埋立地の陸地と公有水面との境界線(D・L・プラス一・五五メートルにより決定)、②の地点から⑥の地点を順次結んだ線及び⑥の地点と①の地点を結ぶ平成二十四年九月四日付け福島県指合河第七九七号の免許に係る埋立の埋立区域と公有水面との境界線(D・L・プラス一・六三メートルにより決定)とを結んだ線により囲まれた区域
		一	位置 福島県相馬郡新地町駒ヶ嶺字今神一五九番の地内並びに同町駒ヶ嶺字今神一五九番及び同町今泉字新港九番の地先公有水面
		四	埋立てに関する工事の施行区域の位置、区域及び面積
		三	面積 一六二、〇三三・四一平方メートル
		二	区域 次の①の地点から⑥の地点を順次に結んだ線及び④の地点と⑤の地点とを結んだ線により囲まれた区域 ①の地点 松川崎二等三角点(北緯三七度四九分二七秒九二八五、東経一四〇度五八分四一秒〇七三六)から三一一度三五分四一秒、三、二六五・六三メートルの地点 ②の地点 ①の地点から三四四度四分二一秒、八一〇・〇〇メートルの地点 ③の地点 ②の地点から七四度四分二一秒、二二五・〇〇メートルの地点 ④の地点 ③の地点から三四四度四分二一秒、一三五・〇〇メートルの地点 ⑤の地点 ④の地点から七四度四分二一秒、五二五・〇〇メートルの地点 ⑥の地点 ⑤の地点から一六四度四分二一秒、九四五・〇〇メートルの地点

LN G 関連産業用地	約一〇・五ヘクタール
-------------	------------

公 告

(港 湾 課)

公告第三百八十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。

平成二十五年十二月十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区の名称
大玉土地改良区

退任した役員
大玉 土地改良区

役員 氏名 住所

理事 三浦 巳吉 安達郡大玉村大山字大橋平二三番地

(農村計画課)

公告第三百九十号

港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三条の三第九項の規定により、相馬港湾計画の変更の概要を次のとおり公告する。

平成二十五年十二月十七日

相馬港湾管管理者 代表者
福島県知事 佐藤 雄 平

一 港湾計画の変更の概要

港湾計画の変更の概要を公告する件(平成二十年公告第六百五号)によりその概要を変更した相馬港湾港湾計画について、目標年次における取扱貨物量を千三万トンと想定し、進出企業の立地計画に対応するため変更した事項は、次のとおりである。

1 水域施設計画

(一) 泊地

地区名	水深(メートル)	面積(ヘクタール)
四号ふ頭	一四	三

(二) 航路・泊地

地区名	水深(メートル)	面積(ヘクタール)
四号ふ頭	一四	二二二

2 係留施設設計画
(一) 岸壁

地区名	公共用又は専用の別	水深(メートル)	パース数	用途
三号ふ頭	公共用	七・五	削除	一般船用
	公共用		削除	一般船用
	公共用		削除	一般船用

(二) ドルフィン

地区名	公共用又は専用の別	水深(メートル)	パース数	用途
四号ふ頭	専用	一四	一パース	危険物船用
	専用		一パース	危険物船用
	専用		一パース	危険物船用
五号ふ頭	専用	七・五	一パース	一般船用

3 臨港交通施設設計画
道路

以下の既定計画を削除する。

名称	起 点	終 点	車 線 数
臨港道路四号ふ頭内線	幹線臨港道路一号線	四号ふ頭内	四車線

4 土地造成及び土地利用計画
(一) 土地利用計画

(単位 ヘクタール)

地区名	用地頭	港地連湾	工業地業	危険物取扱施設用地	交通機能地	緑地	交流厚生用地	合計
ふ 四 頭 号			(一一) 一一	(一九) 一九	(二) 二	(五) 五		(三七) 三七
ふ 三 頭 号	(二二) 二二	(七) 七			(四) 四	(六) 六		(四〇) 四〇

注一 (一) は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。
注二 今回の変更に係る地区のみ記載した。
注三 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

(二) 土地造成計画

(単位 ヘクタール)

地区名	用地頭	港地連湾	工業地業	危険物取扱施設用地	交通機能地	緑地	交流厚生用地	合計
ふ 四 頭 号			(一一) 一一	(六) 六				(一六) 一六
ふ 三 頭 号	(一六) 一六				(一) 一			(七) 七

注一 (一) は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地造成計画で内数である。
注二 今回の変更に係る地区のみ記載した。
注三 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。
5 港湾の効率的な運営に関する事項
五号ふ頭地区におけるバルク貨物の取扱において、効率的な運営体制の確立に取り組む。
6 その他重要事項
大規模地震対策施設

地区名	港 湾 施 設
-----	---------

三号ふ頭 岸壁 水深一〇メートル 一バース

二 変更後の港湾計画の縦覧の場所
福島市杉妻町二番十六号 福島県土木部河川港湾総室港湾課

福島県教育委員会教育長

(港湾課)

公告第34号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける教育庁人事管理システム機器等更新及び保守運用業務の委託について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成25年12月17日

福島県教育委員会教育長 杉 昭 重

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
教育庁人事管理システム機器等更新及び保守運用業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県教育庁義務教育課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
平成25年7月26日
- 4 落札者の氏名及び住所
N E C キャピタルソリューション株式会社 東京都港区港南二丁目15番3号
- 5 落札金額
38,654,910円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成25年6月14日

(義務教育課)

福島県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年12月17日

福島県公安委員会委員長 高瀬 淳

福島県公安委員会規則第6号

福島県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則

福島県暴力団排除条例施行規則（平成23年福島県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第2須賀川市の部大町の項の次に次のように加える。

加治町	5番地から9番地まで
中町	1番地から66番地まで

別表第2須賀川市の部八幡町の項の次に次のように加える。

東町	1番地から9番地まで、38番地から54番地まで
----	-------------------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（組織犯罪対策課）